

個人事業所の皆様へ

三芳町商工会青色申告部会

部会長 山田 弘隆

(公 印 省 略)

令和 5 年分年末調整並びに決算書作成、所得税・消費税（簡易・本則）申告個別税務相談会のご案内

今年も早いもので、年末調整並びに決算・確定申告の時期を迎えようとしております。

令和 3 年の課税売上が 1, 0 0 0 万円を超えた事業所並びに適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）については消費税の申告も必要となります。

つきましては下記の通り個別税務相談会を開催いたしますのでこの機会に是非ご利用ください。

記

1. 対 象 個人事業所（青色申告、白色申告）
2. 相 談 日 別紙の通り
3. 相 談 料 無 料
4. 相 談 員 担当税理士、職員
5. 申 込 方 法 **完全予約制**となりますので別紙申込書により FAX・Email・窓口にて開催日 1 週間前までにお申込みください。
申込書は三芳町商工会 HP からダウンロード可能です。
6. 相 談 時 間 午前 9 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分
1 人あたり 6 0 分。但し、年末調整相談会は 3 0 分。
(午後 1 2 時 3 0 分～1 時 3 0 分を除く)
※多少時間が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
7. 会 場 三芳町商工会館 3 階会議室
8. 持参する物
 - (1) 各相談会共通……電卓、筆記具、印鑑、マイナンバー確認書類の写し、身元確認書類（免許証等）の写し、税務署から送付された書類一式
 - (2) 年末調整相談会…源泉徴収簿、給与台帳、基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書、給与所得者の保険料控除申告書、生命保険料等控除証明書、国民健康保険税・国民年金領収書、他
 - (3) 確定申告相談会…前年度の決算書・確定申告書控、所得控除証明書類（社会保険料、生命保険料、地震保険料、小規模企業共済等）、医療費、売上帳、経費帳他帳簿書類一式、固定資産台帳、その他必要書類
※パソコン会計利用者はノートパソコン
9. 問い合わせ 三芳町商工会 担当：佐々木貴久・中村恵美子・山形亜寿香
TEL. 0 4 9 - 2 7 4 - 1 1 1 0 FAX. 0 4 9 - 2 5 8 - 2 8 1 5

※書類はなるべく事前に記入・作成していただきますようお願いいたします。

※別紙注意事項を必ずご確認ください。

所得税・消費税申告個別相談会及び確定申告に係る注意事項！

- ◇令和5年10月のインボイス制度施行により適格請求書発行事業者となった方は消費税の申告が必要です。事前に税務署へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない場合は「本則課税」となりますのでご注意願います。
- ◇消費税申告について、簡易課税は売上を、本則課税は売上・仕入(経費)を必ず事前に税率ごとの区分経理にさせていただきますようお願いいたします。区分されていない場合は相談会での対応ができませんのでご理解とご協力をお願いいたします。
- ◇消費税申告「本則課税」の相談日は3月19日(火)のみとなりますので、お間違えのないようにお申込みください。
- ◇令和3年度売上が1,000万円以下で、インボイス登録事業者となった方の消費税申告については、簡易・本則に関わらず2割特例適用での計算となりますのでご了承ください。
- ◇令和5年分の所得(青色申告特別控除前)が400万円超、消費税の課税事業者である場合基準期間(令和3年)の課税売上高が3,000万円超の方は事前にご相談ください。
- ◇e-Tax 送信(電子申告)につきましては商工会での対応ができませんので、個人での送信をお願いいたします。なお、ブルーリターンソフトをご利用の方は送信時にマイナンバーカード及びICカードリーダライタが必要となります。その他の会計ソフトをご利用の場合は各自ご確認をお願いいたします。国税庁の確定申告サイトからは、マイナンバーカード方式、またはID・パスワード方式にて送信することができます。(詳細は国税庁HP参照)

※ご不明な点などございましたら三芳町商工会へお問合せください。